

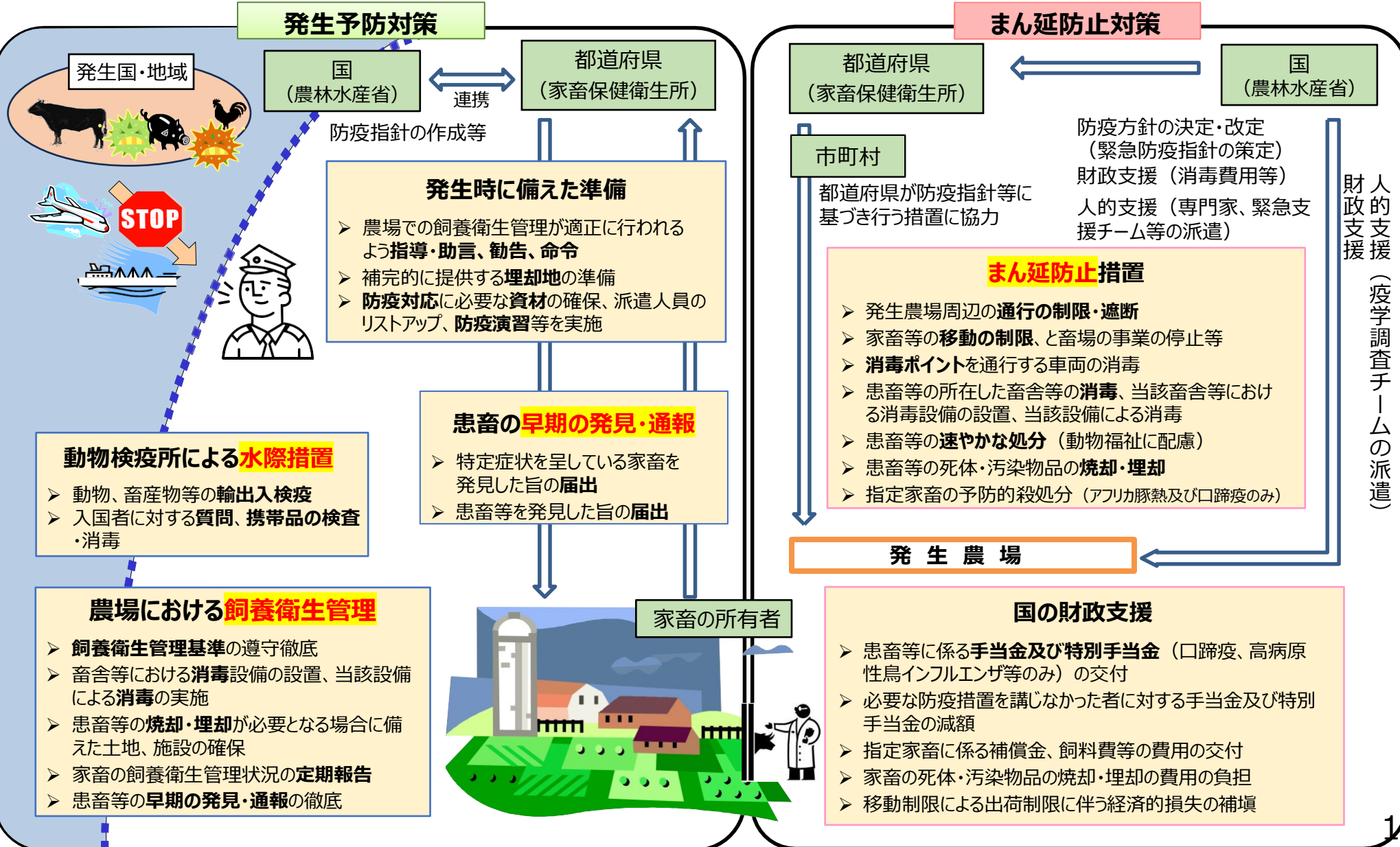
家畜衛生をめぐる情勢

令和8年4月17日
全国家畜衛生主任者会議

農林水産省
消費・安全局 動物衛生課

発生予防・まん延防止対策

○ 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を実施。



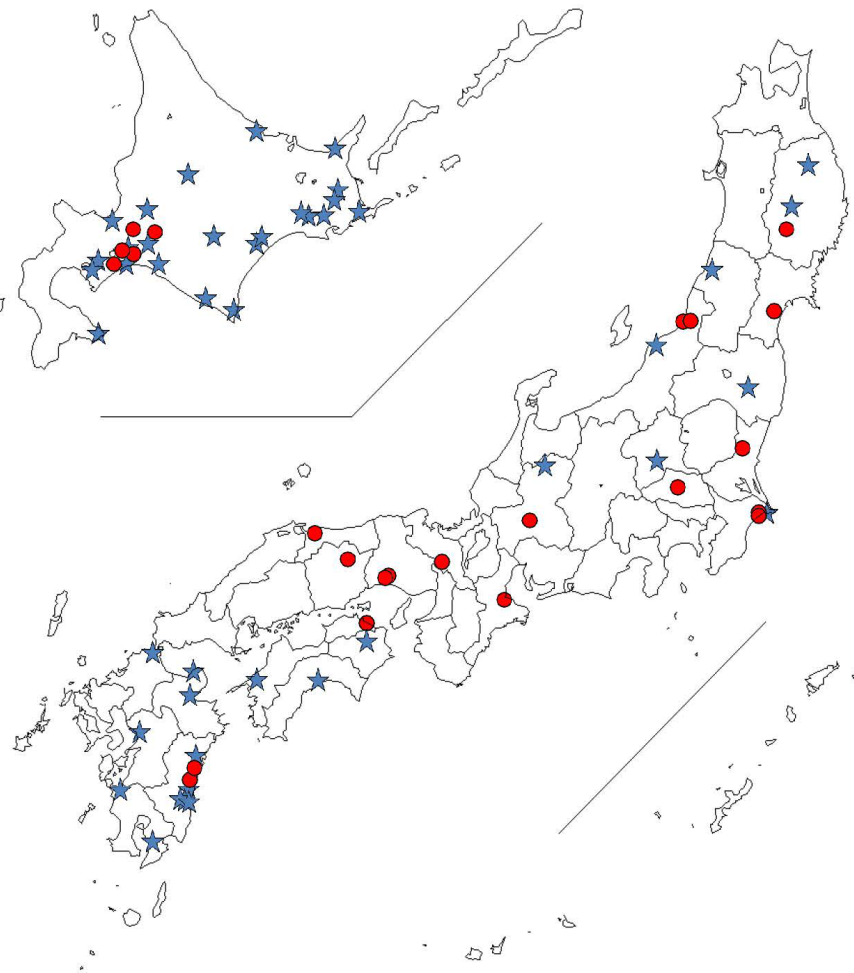
1. 高病原性鳥インフルエンザ	3
2. 豚熱.....	12
3. ランピースキン病.....	19
4. 水際対策（アフリカ豚熱、口蹄疫）.....	22

鳥インフルエンザの発生状況 (令和8年4月16日12:00時点)

- 令和6年シーズンは、14道県51事例で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、これまで北海道、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県、埼玉県、香川県、三重県、岐阜県、千葉県、岩手県、宮城県の15道府県において、合計23例の家さんの陽性事例を確認。

令和7年シーズンの発生状況

● 家さん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

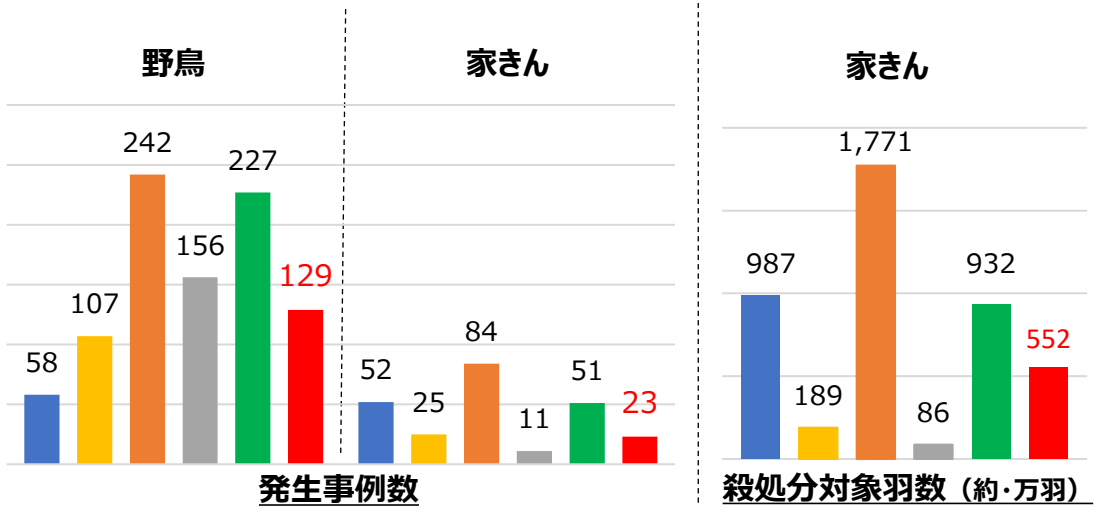
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家さん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数 (野鳥、家さん)、殺処分対象羽数

■ : R2シーズン ■ : R3シーズン ■ : R4シーズン ■ : R5シーズン ■ : R6シーズン ■ : R7シーズン



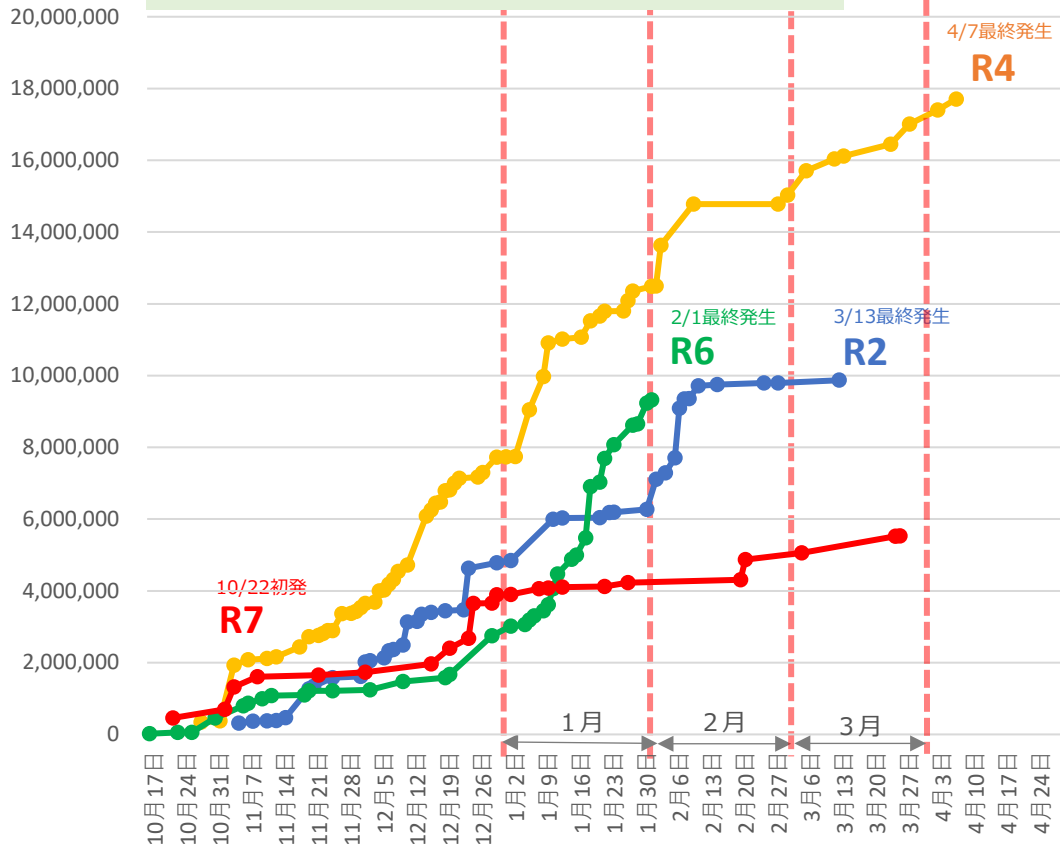
(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

過去シーズンとの発生状況の比較

○ 令和7年シーズンは、大規模農場や既発農場での発生が多い傾向。

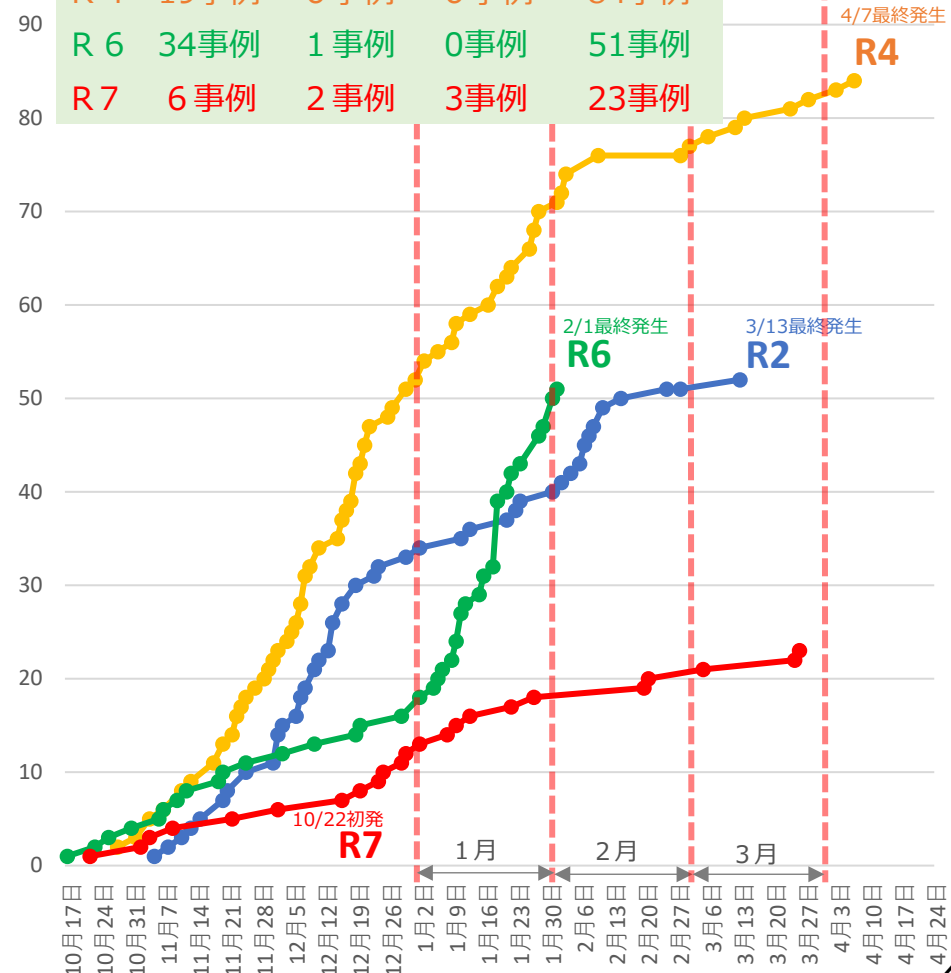
殺処分羽数の推移

	1月	2月	3月	シーズン計
R 2	149万羽	353万羽	8万羽	987万羽
R 4	463万羽	243万羽	223万羽	1,771万羽
R 6	648万羽	9万羽	0羽	932万羽
R 7	34万羽	64万羽	66万羽	552万羽



発生件数の推移

	1月	2月	3月	シーズン計
R 2	7事例	11事例	1事例	52事例
R 4	19事例	6事例	6事例	84事例
R 6	34事例	1事例	0事例	51事例
R 7	6事例	2事例	3事例	23事例



- 11月9日に新潟県において、今シーズン4例目となる高病原性鳥インフルエンザと考えられる事例が確認され、北から南まで、**全国どこで発生してもおかしくない状況であるところ、鈴木農林水産大臣より、全国各地の生産者、関係者、そして消費者に向けて、以下のとおりお願いのメッセージを发出。**

発生予防・まん延防止対策の徹底

① **最も重要なのは「早期通報」**

既に全国どこで発生してもおかしくないという危機感の下、**積極的な通報**を徹底。

② **「再点検」**

今シーズンの発生は、「**大規模農場**」、「**水場が近く野鳥が飛来**」又は「**過去発生地域**」といった特徴があることも踏まえ、**飼養衛生管理の点検**を徹底。

③ **「迅速な防疫措置」**

地域での発生を1か所で止めるため、**迅速な封じ込め**を徹底。



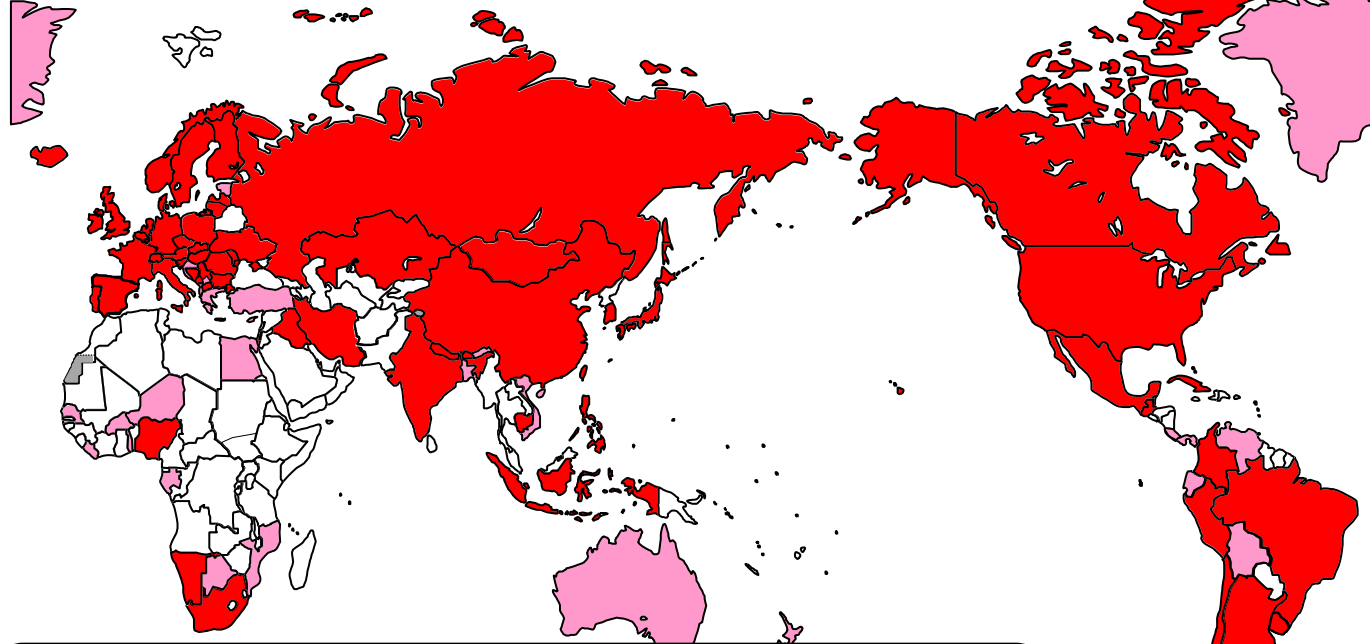
鶏卵について

- **鶏卵の流通事業者においては、発生地域等に対して鶏卵を融通するなど、安定供給に向けて協力を。**
- **消費者においても、冷静な購買活動をお願いしたい。**

農林水産省としても、都道府県と連携を密にし、発生予防・まん延防止に向けて、全力で臨みます。

(参考) 世界における発生・感染報告状況 (2023年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



国・地域	発生・感染報告状況
《アジア》	
日本	H5N1 2026.3.5 [2026.4.6] [2023.12.6] [2026.1.15] H5N2 [2025.4.19] H5 [2025.4.22] H5N1 2026.3.31 [2026.2.5] [2024.10.2] H5N6 2025.11.3 [2025.11.4] H5N9 2026.3.9 [2026.2.5] [2025.12.2] [2024.11.15]
韓国	H5N1 2026.2.20 [2025.3.25] H5N8 [2025.3.31] H5N1 2025.12.4 [2025.3.28]
台湾	H5N1 2026.3.3 [2025.12.2]
香港	H5N1 2026.2.20 [2025.3.25]
イスラエル	H5N1 2025.12.4 [2025.3.28]
フィリピン	H5N2 2024.11.19 H5N9 2025.4.15 H5 2025.10.7 H5N8 2025.9.30 [2024.9.8]
インド	H5N1 2026.2.11 [2026.2.3]
カンボジア	H5N1 2026.3.31 [2026.3.12]
ブータン	H5N1 2026.2.13 [2025.10.24]
中国	H5N1 2025.12.5 H5 [2025.10.30] H5N6 [2024.6.13]
イラク	H5N1 2026.1.9 [2024.5.11]
インドネシア	H5N1 2025.12.30 [2025.11.4]
モンゴル	H5N1 2024.10.13 [2025.11.4]
ネパール	H5N1 2026.4.1 [2026.3.10]
バングラデシュ	H5 2025.3.11 [2025.4.17]
イラン	H5N1 2025.9.29

国・地域	発生・感染報告状況
《ロシア・NIS諸国》	
ロシア	H5N1 2023.10.19 [2026.2.26] H5 [2025.7.7] H5N1 2024.2.1 [2026.3.25]
南樺太	H5N1 2025.3.3
モルドバ	H5N1 2025.3.3

国・地域	発生・感染報告状況
《アフリカ》	
南アフリカ共和国	H5N1 2025.12.6 [2025.11.11] H7N6 2024.7.9 不明 2024.2.29 [2024.4.20]
ナイジェリア	H5N1 2026.3.27
モザンビーク	H7 2023.9.29
ブルキナファソ	H5N1 2024.3.26
ガボン共和国	H5N1 2024.5.3
エジプト	H5N1 2023年下半年 H5N8 2023年下半年 H5 2023年下半年
ニジェール	H5N1 2025.2.5
トーゴ	H5N1 2025.3.19 H5 2025.2.20 H5N1 2025.2.3
リベリア	H5N1 2025.7.25
ボツワナ	H5N1 [2023.3.8]
セネガル	H5N1 [2023.3.8]
ナミビア	H5N1 [2025.12.10]

国・地域	発生・感染報告状況
《南北アメリカ》	
米国	H5N1 2026.3.12 [2025.12.30] H5 2025.12.17 [2025.12.31] H7N9 2025.3.8 H5N1 2024.12.19 H5N1 2026.2.21 [2026.1.1] H5N2 2024.11.16 H5N5 2025.1.15 [2026.1.1] H5 [2024.7.1] H5N1 2025.9.18 [2026.3.2]
メキシコ	H5N1 2025.9.18 [2026.3.2]
エクアドル	H7N3 2025.6.19 H5N2 2024.3.6 H5N1 2024.2.27 [2023.11.14]
コロンビア	H5N1 2026.2.21
ベネズエラ	H5 2023.9.19 H5 2026.3.31
ペルー	H5 [2025.2.13]
コスタリカ	H5 [2023.10.11]
ウルグアイ	H5 [2026.3.6]
アルゼンチン	H5N1 2026.3.2 [2023.12.24] H5 2025.7.14 [2024.1.12] 不明 2026.3.2 [2026.3.1] H5N1 2026.1.13 [2026.2.28]
ブラジル	H5N1 2026.3.27 [2026.3.6]
チリ	H5N1 2026.3.27 [2026.3.6]
パナマ	H5N1 2025.1.21
ボリビア	H5N1 2025.8.22
グアテマラ	H5N1 2025.11.4 [2025.8.20]

国・地域	発生・感染報告状況
《ヨーロッパ》	
アイスランド	H5N5 2024.12.2 [2025.1.17] H5 [2025.10.6]
アイルランド	H5N1 2025.11.28 [2026.3.3] H5N1 2026.3.24 [2026.2.17]
イタリア	H5N1 2026.2.28 [2026.3.19] H5N5 2024.11.1 [2025.11.18] H5N1 [2025.6.26]
英国	H5N5 2024.11.18 [2025.11.18] H5N1 [2025.6.26]
サウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島	H5N1 [2025.6.26]
フォークランド諸島	H5N1 [2024.10.24]
セントヘレナ	H5N1 [2024.9.12]
ケイマン諸島	H5N1 2025.11.27
オランダ	H5N1 2026.3.21 [2026.4.2]
北マケドニア	H5N1 2025.11.6 [2025.10.8]
スイス	H5N1 [2026.2.16]
スウェーデン	H5N1 2026.2.25 [2026.3.20] H5 [2024.2.21] H5N5 [2025.4.18] H5N2 [2025.12.16]
スペイン	H5N1 2026.1.8 [2026.3.12] H5 [2025.11.14] H5N1 2024.10.16 [2026.3.25] セルビア H5N1 [2026.1.23] クロアチア H5N1 2024.11.29 [2024.11.26] ハンガリー H5N1 2026.3.8 [2026.3.5] デンマーク H5N1 2026.3.13 [2026.3.27] H5N5 [2026.1.20]
スロベニア	H5N1 2024.10.16 [2026.3.25]
セルビア	H5N1 [2026.1.23]
クロアチア	H5N1 2024.11.29 [2024.11.26]
ハンガリー	H5N1 2026.3.8 [2026.3.5]
デンマーク	H5N1 2026.3.13 [2026.3.27]
グリーンランド	H5N5 [2024.10.7]
フェロー諸島	H5N5 2023.10.6 [2024.10.21]
ドイツ	H5N1 2026.3.12 [2026.3.24] H5 2024.12.23 [2026.4.2]
ノルウェー	H5N1 2025.9.2 [2026.4.8] H5N5 2024.11.6 [2025.9.24] H5 [2025.10.31] 不明 [2026.3.30]
フィンランド	H5N1 [2026.3.15] H5N5 [2025.12.6] H5 [2025.11.14] 不明 [2026.2.26]
フランス	H5N1 2026.3.11 [2026.3.9] H5 2025.10.14 [2025.8.27] 不明 2025.10.6 [2023.11.27] H5N1 2026.3.30 [2026.3.26]
ブルガリア	H5 2023.11.27 [2026.3.26]
カザフスタン	H5 [2025.9.23]
コンゴ	H5N1 発生日不詳
ウクライナ	H5 2025.3.7 [2024.9.17] H5N1 2025.2.6 [2026.1.15]
ベルギー	H5N1 2026.2.5 [2026.3.16] H5 [2026.3.20] H5N5 [2024.10.5] [2026.4.9] [2026.3.31]
ポーランド	H5N1 2026.4.9 [2026.3.31]
ポルトガル	H5N1 2025.12.26 [2025.12.23] H5 2025.11.7 [2025.10.6] H7 [2025.9.7] H5N6 [2025.9.7]
ルーマニア	H5N1 2025.3.7 [2026.3.16]
チェコ	H5N1 2026.3.29 [2026.3.10]
オーストリア	H5N1 2026.2.20 [2026.3.30]
スロバキア	H5N1 2026.2.18 [2026.2.23]
キプロス	H5N1 [2024.2.2]
トルコ	H5N1 2025.4.5
リトアニア	H5N1 2025.12.5 [2026.3.12]
ラトビア	H5N1 2025.12.29 [2026.1.9]
オセアニア	
豪州	H7N3 2024.6.23 H7N9 2024.5.22 H7N8 2025.2.22
ハード島及びマクドナルド諸島	H5N1 [2026.1.3]
ニュージーランド	H7N6 2024.11.23
ボスニア・ヘルツェゴビナ	[2026.1.26] 2026.2.24
アルバニア	H5N1 2025.3.2
ギリシャ	H5N1 [2025.2.27]
エストニア	H5N1 2026.1.9 [2026.3.30]
ルクセンブルク	H5N1 2026.2.4 [2026.2.10]
モンテネグロ	H5N1 2026.3.7

《オセアニア》
豪州 H7N3 2024.6.23
H7N9 2024.5.22
H7N8 2025.2.22
ハード島及びマクドナルド諸島 H5N1 [2026.1.3]
ニュージーランド H7N6 2024.11.23

👉 : 2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域 (2025年9月以降は発生報告なし)
👉 : 2025年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

2026年4月13日現在

出典: WOAH等

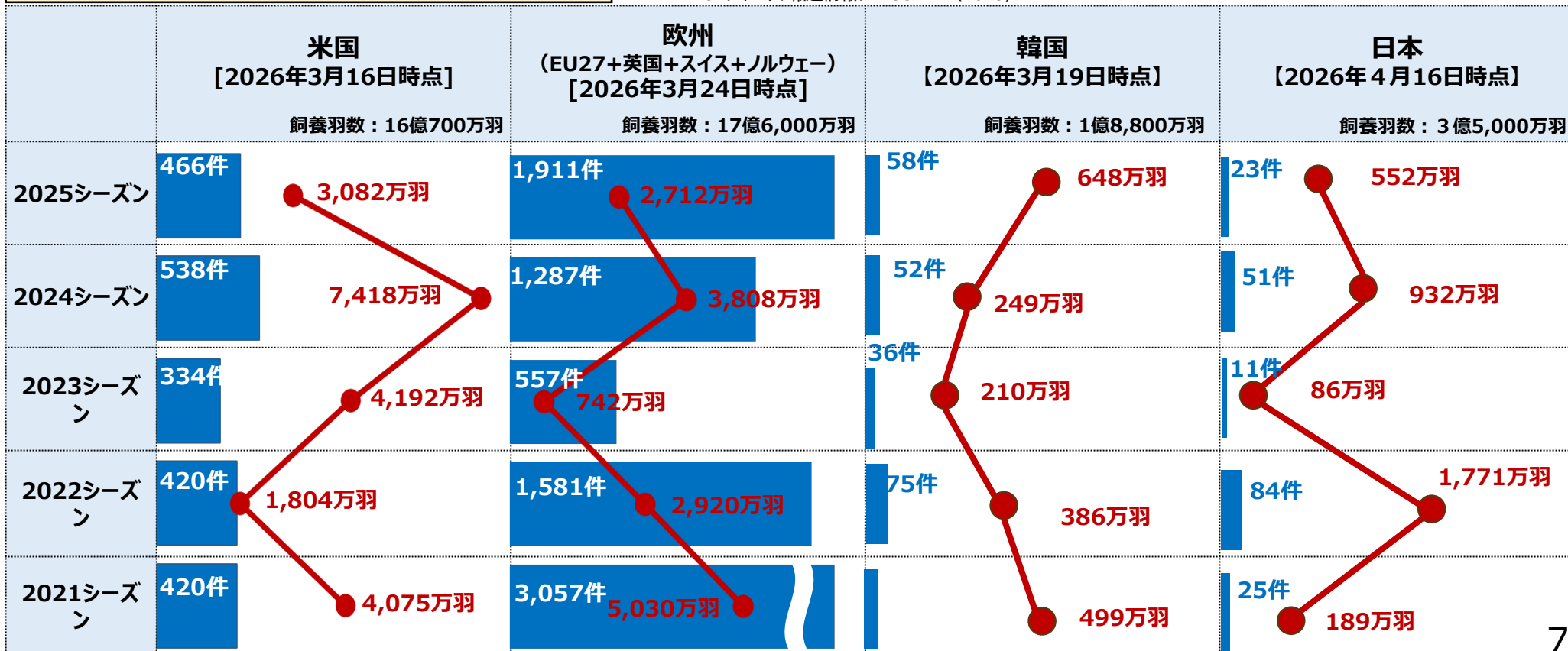
※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。
※型別に最新の発生事例を記載
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH (国際獣疫事務局) が提供する動物衛生情報システムである。

世界における近年の高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 2020年秋以降、世界的な流行が継続しており、先進国においても日本の数～数十倍の発生件数が確認されている。
- 欧州の今シーズンの発生件数は1,728件に達しており、昨シーズンの発生件数（1,287件）を既に上回っている。
- 米国では、昨シーズン（2024年9月～2025年8月）の発生が過去最大規模の発生となり、鶏卵需給がひっ迫し、鶏卵価格が高騰*。トルコや韓国等からの鶏卵の緊急輸入を実施。
※全米消費者価格[ドル/12個]：2.99（2024年3月）→ 6.23（2025年3月）
- 韓国では、今シーズンは採卵鶏農場での発生が多く、発生件数、殺処分羽数ともに昨シーズンを既に上回っている。

各国の発生件数・殺処分羽数の推移

(出典) WOAH-WAHIS、米国農務省動植物検疫課HP、米国労働省労働統計局HP、韓国農林畜産食品部・環境部HP、EFSALレポート、報道情報、FAOSTAT（2023）



分割管理に取り組んでいる事例

○ 各農場の現状・課題に応じて、要すれば予算事業を活用しつつ、分割管理に取り組む事例あり。

事例1 (令和5年11月～分割管理開始)

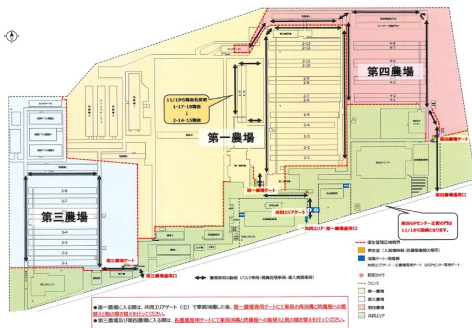
【分割前】



課題・現状

- 次シーズンまでに分割管理を開始したい意向
- 消毒ゲート、更衣室、堆肥舎が一部共通
- 従業員が共通
- GPセンターは3箇所

【分割後】

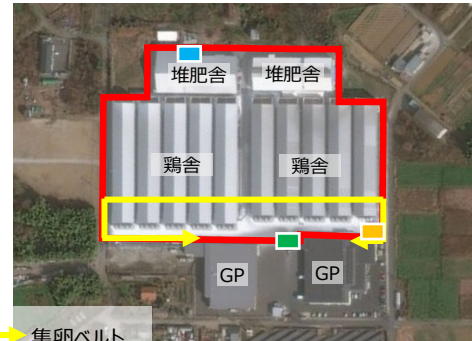


対応

- ✓ 既存施設を元に、3農場に分割。農場間に境界柵を設置（消費・安全対策交付金を活用）し、区域毎に消毒ゲートを整備
- ✓ 早期に分割管理を開始するため、仮設柵・仮設更衣室を設置し、既存の堆肥舎を活用して分割管理を開始
- ✓ 従業員を専属化し、分割後の運用の変更点、疾病発生時の農場毎の対応等について定期的に研修会を実施

事例2 (令和6年4月～分割管理開始)

【分割前】

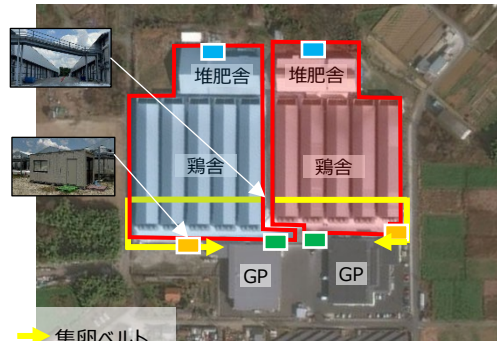


課題・現状

- 区画の境界が不明確
- 中央部分で集卵ベルトが共用
- 消毒ゲート、更衣室、死体保管庫は共用
- 堆肥舎、GPセンターは区画毎
- 従業員は鶏舎毎に配置

- 集卵ベルト
- 消毒ゲート
- 更衣室
- 死体保管庫

【分割後】



対応

- ✓ 一時的な対応として三角コーンを設置、境界を明確化（境界柵を整備予定）
- ✓ 集卵ベルトの共用停止
- ✓ 車両用の入場ルート of 仮設定（消毒ゲートを整備予定）
- ✓ 更衣室を整備
- ✓ 死体保管庫を独立した衛生管理区域に設定（区画毎の保管庫を整備予定）
- ✓ 従業員教育の実施

- 集卵ベルト
- 消毒ゲート
- 更衣室
- 死体保管庫

分割管理の推進

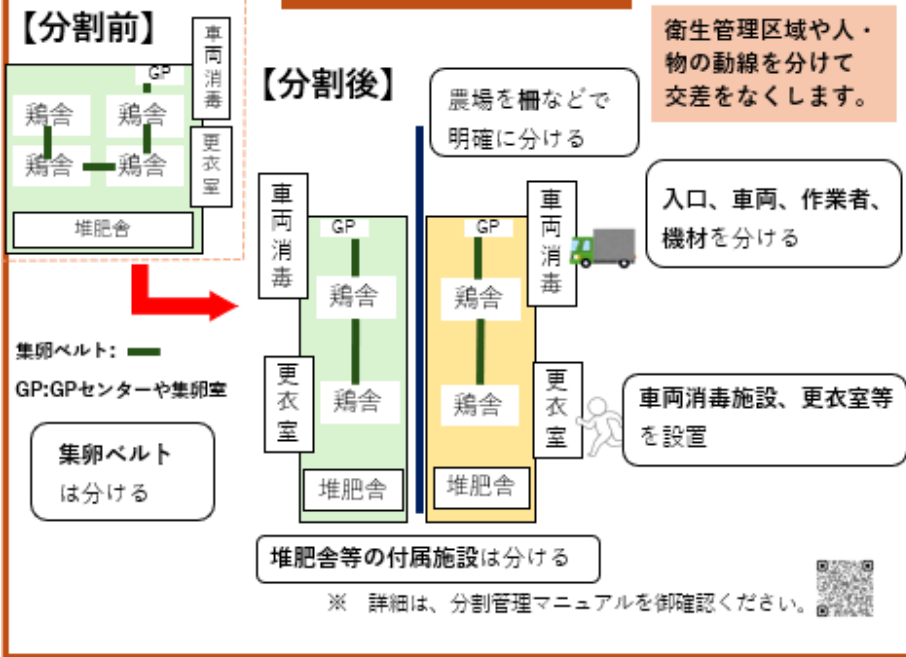
分割管理を検討しましょう ～大規模家畜農場の経営者の皆様へ～

令和7年10月1日から、「分割管理導入の検討」は大規模農場に対する義務となりました。
導入を想定した具体的な検討がなされていない場合は、飼養衛生管理基準違反になります。

農場の分割管理、早期通報の徹底によって農場全体の殺処分を防ぎ、生産の継続が可能です。
(実際に殺処分羽数を約120万羽⇒約36万羽に抑制した事例も!)
→支援も活用しながら、分割管理に取り組み、万が一発生したとしても**影響を最小に!**



基本的な分割管理



どうしても基本的な分割管理が難しい場合には、？

基本的な分割管理の実施が困難な場合、
例① 集卵ベルトが分けられない
→集卵ベルトの消毒ができるよう準備しておくことで可能
例② 作業者が分けられない
→分割後の農場毎の入口でシャワー・着替えをすることで可能



それなら取り組めるかも！でも財政的な支援が必要だなあ！

国の支援の対象となる施設の一例



農場の柵・壁、舗装等



車両消毒施設



ウインドレス鶏舎



更衣室、シャワー室



堆肥舎

消費・安全対策交付金や畜産クラスター事業で費用の1/2以内を支援しています。
検討される場合は、都道府県畜産部局までご相談ください。

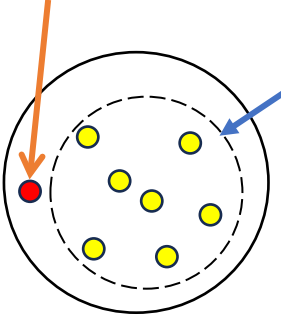
分割管理の導入は、御自身の経営安定に大きく寄与するため、実施に向けて具体的に御検討ください！

大臣指定地域における対策

○ 飼養衛生管理基準において、高病原性鳥インフルエンザ等が過去に複数事例発生しているなど、発生及びまん延リスクが高いと考えられる地域を大臣指定地域として指定。

発生に対する準備

- (1) 地域内の農場で発生
- (2) 地域内の農場に対し、都道府県から
 - ① 消毒の指示
 - ② 塵埃対策の指導を実施



- 家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬の備蓄
- フィルターや不織布の設置や、動噴などの機材の準備

野鳥の状況把握・誘引防止対策

○ 野鳥の農場周辺の生息状況の把握、農場への誘因防止対策の実施、地域での対策の検討



家畜の所有者

- ・周辺の林のカラスを追い払うことが必要
- ・ため池に飛来するカモの誘引防止が必要

MAFF 農林水産省

大臣指定地域

の家きん飼養者の皆様へ



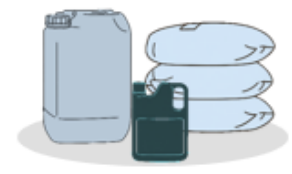
令和8年1月1日から、

- HPAIが過去に複数事例発生している地域
- 家きん農場密集地域

を「大臣指定地域」として指定する制度が始まりました。該当地域所在の農場は以下の対策に取り組む義務があります。

全44地域 (※令和8年1月1日時点)

1 消毒薬の備蓄



都道府県知事が出す消毒の命令に対応できるよう、消毒薬を購入し、日頃から使用可能な状態にしておく。

HPAIなどの家畜の伝染性疾病が発生した際、都道府県知事から消毒の命令が出されます。

2 塵埃対策



緊急時に備え、
・入気口用のフィルター、不織布
・消毒薬や水の散布に必要な機材を準備。

3 野鳥誘引防止対策



- ・音段から農場周辺の水鳥、カラス等の生息状況を観察し、把握。
- ・自らの農場内に野鳥が侵入しないよう対策する。(例：鳥よけの装置や周辺の水場にテグスを設置する)
- ・農家、生産者団体、自治体等で、野鳥誘引防止対策(木立の枝払い、冬期におけるため池の水抜き等)について話し合う。

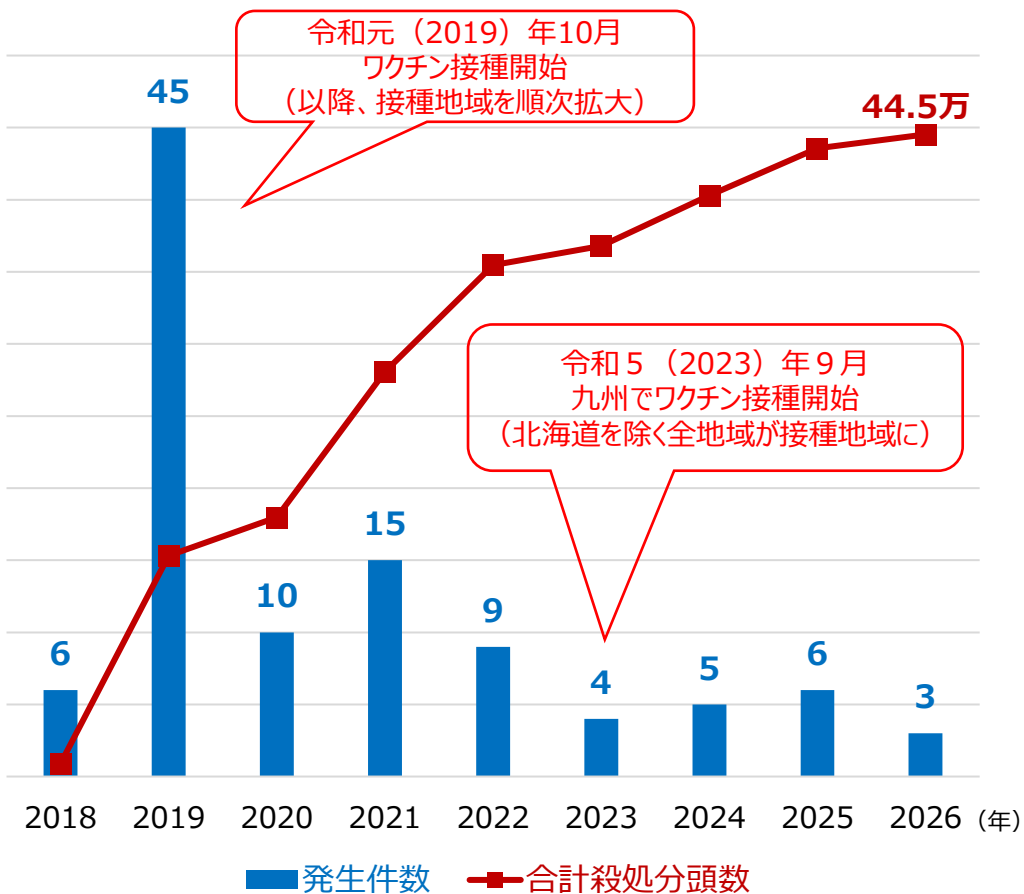
これらの対策については、消費・安全対策交付金による支援を受けられることがあります。詳しくは都道府県畜産部局までご相談ください。

1. 高病原性鳥インフルエンザ	3
2. 豚熱	12
3. ランピースキン病	19
4. 水際対策（アフリカ豚熱、口蹄疫）	22

豚熱について（発生状況）

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、**26都県**で計**103事例**発生し、これまでに**約44.5万頭**を殺処分。
- **2019年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。
- **2024年～26年**はこれまで、**栃木**（90・91例目）、**岩手**（92例目・初発）、**新潟**（93例目・初発）、**愛媛**（94例目・初発）、**群馬**（95・96・98～101例目）、**千葉**（97例目・初発）、**静岡**（102例目）及び**宮崎**（103例目）で発生（令和8年4月10日時点）。

発生状況の推移



2024年の発生状況

- 2/16 国内90例目（栃木県5例目）：約1,100頭殺処分
- 5/26 国内91例目（栃木県6例目）：約16,000頭殺処分
- 5/28 国内92例目（岩手県初発）：約17,500頭殺処分
- 8/14 国内93例目（新潟県初発）：約450頭殺処分
- 11/1 国内94例目（愛媛県初発）：約61頭殺処分

2025年の発生状況

- 1/23 国内95例目（群馬県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（群馬県11例目）：約8,700頭殺処分
- 3/31 国内97例目（千葉県初発）：約5,850頭殺処分※
- 4/5 国内98例目（群馬県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（群馬県13例目）：約460頭殺処分
- 10/2 国内100例目（群馬県14例目）：約5,900頭殺処分

2026年の発生状況

- 2/26 国内101例目（群馬県15例目）：約2,000頭殺処分
- 3/11 国内102例目（静岡県初発）：約2,200頭殺処分※
- 4/10 国内103例目（宮崎県初発）：約5,500頭殺処分

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方にに基づき、清浄化に向けたロードマップを策定し、令和7年6月30日に公表。

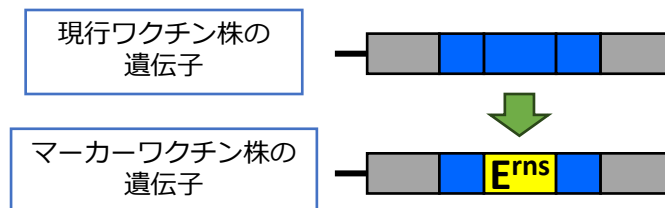
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- R2～R6年度にかけて、研究事業の実施により、マーカーワクチン候補株の作出に成功。R7年度以降は、研究事業において候補株の有効性等の検証を行い、早期の実用化を目指す。

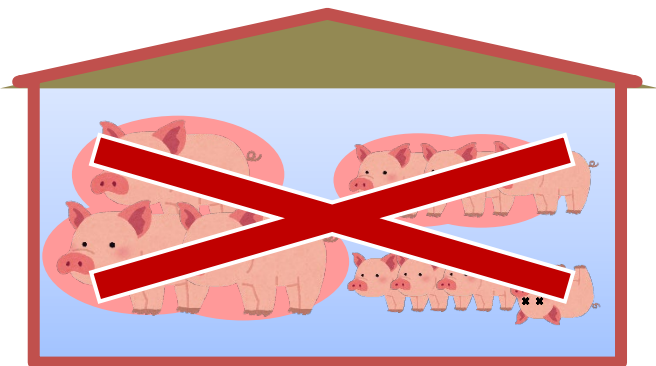
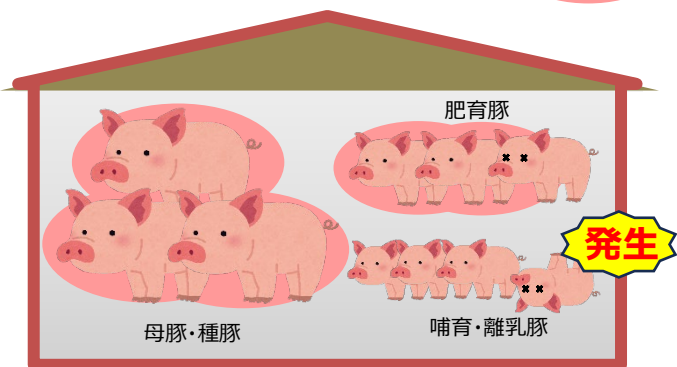


豚熱の殺処分範囲の変更

- 平成30年に26年ぶりに我が国で豚熱が発生。まん延防止の観点から全頭殺処分を実施。
- 令和2年以降、新たな検査（リアルタイムPCR検査）を用いてワクチン接種農場の発生事例データを収集・分析。
- 一定期間の移動制限や監視の徹底により、他農場への伝播リスクは全頭殺処分と比べて変わらないとの科学的な評価を得るに至った。

現行 → 全頭殺処分

ワクチン免疫



技術の進展

リアルタイムPCR検査の導入

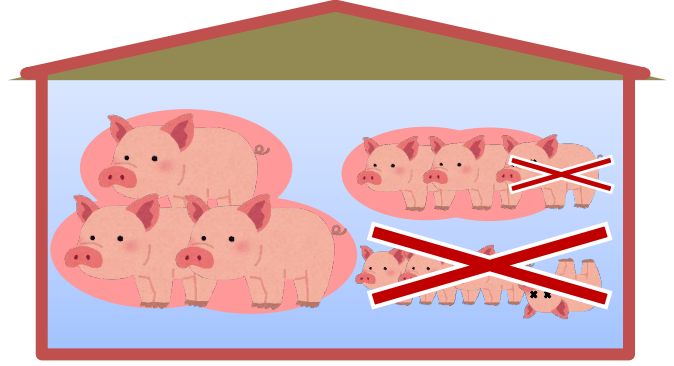
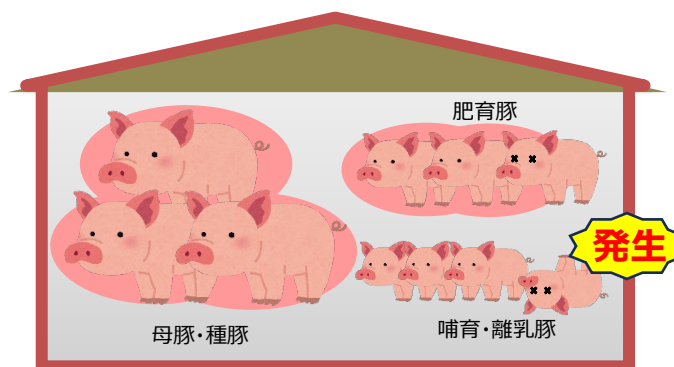
新しい知見

発生事例の分析により農場内で感染拡大リスクが高い豚群を特定

今後の対応

リアルタイムPCR検査を用いつつ、感染拡大リスクが高い豚を殺処分

変更案 → 選択的殺処分



免疫が未成立で感染拡大リスクが高い豚の殺処分

一定期間のリスク管理措置

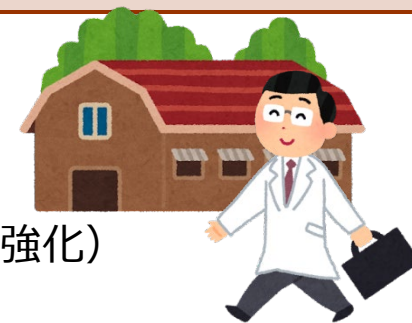
- 世界的に口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生・流行リスクは高まっており、農場における飼養衛生管理の徹底及び地域における伝染病対策の重要性が増加。
- 家畜防疫員の業務は、近年、家畜伝染病発生時の防疫対応や豚熱の免疫付与状況確認検査等、多様化・増加している。

家畜防疫員の業務の多様化・増加

- 飼養衛生管理基準の改正に伴う指導
- アフリカ豚熱感染イノシシの確認に備えた体制整備（環境部局・猟友会との連携強化）
- 家畜保健衛生所で行う検査の精度管理（平成31年度に実施を義務化）
- 畜産物輸出のための対応
（農場での衛生検査、残留物質検査、輸出農場の認定、輸出先国政府による調査の受入対応等）

といった多様な業務に加えて、

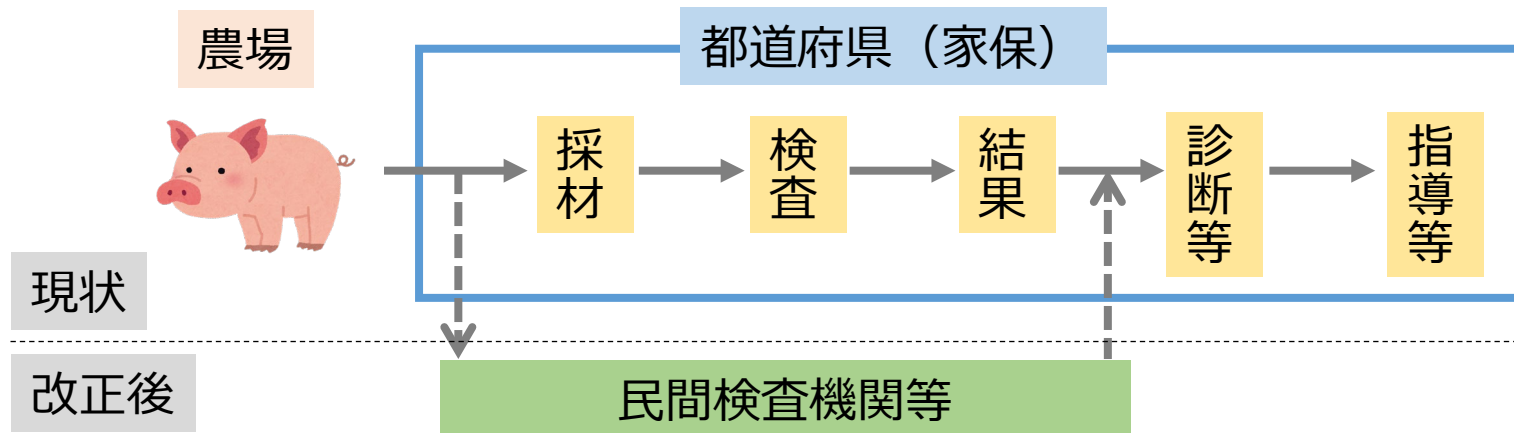
- 近年の家畜伝染病発生の増加に伴う防疫対応
- 豚熱ワクチン接種と、それに伴う免疫付与状況確認検査
への対応の負担が増加



業務が多様化・増加している中で、家畜防疫員の業務が引き続き確実に実施されるようにしていく必要がある。

- 豚熱ワクチン接種県における**免疫付与状況確認検査**を継続的に実施するため、**検査者の確保が必要**。
- 豚熱ワクチン接種後の**免疫付与状況確認検査の一部工程を民間検査機関等に委託**し、結果の**診断・指導のみ**家畜防疫員が行う場合の**費用の一部を国が負担**できるようにする。

【豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査】



今回の家伝法改正により
費用の1/2を国費負担

- 家畜防疫員は、農家への指導に加え、疾病発生時の防疫対応など業務が拡大。
- 適時の豚熱ワクチン接種を着実に実施するため、ワクチン接種者の確保が必要。
- このため、接種業務の増大が生じる豚熱ワクチン接種地域の都道府県からの要請を前提に、**一定の条件※を満たす場合に限り、当該農場の飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を可能とする。**

現 状

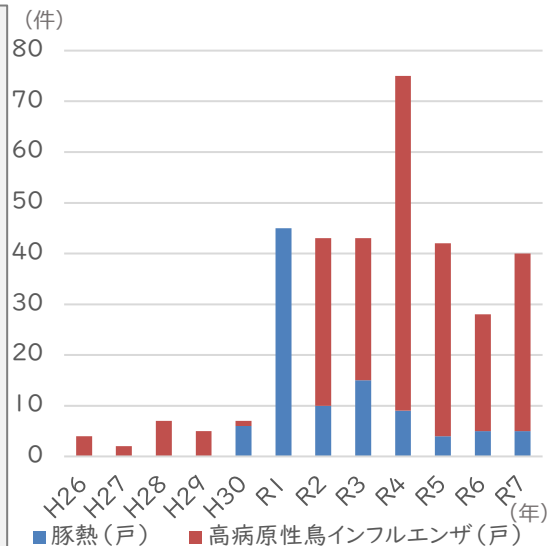
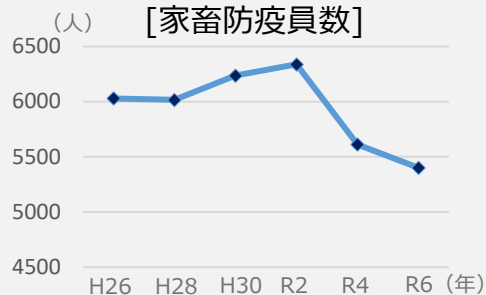
家畜防疫員は農家指導に加え・・・

高病原性鳥インフルエンザ等の
発生時の防疫対応

など、近年、業務が拡大

【主な業務】

- 飼養衛生管理基準の遵守指導
- 豚熱ワクチン接種
- 豚熱ワクチン免疫付与状況確認検査 など



対 策

適時の豚熱ワクチン接種を着実に実施するため、
ワクチン接種地域の都道府県からの要請を前提に、
一定の条件※を満たす場合に限り、特例的に
**家畜防疫員等の獣医師
以外の飼養衛生管理者による
豚熱ワクチン接種を可能とする**

- ※ 接種技術を担保するため、
接種者は、
- ① 当該農場で働き、豚の扱いに慣れている飼養衛生管理者であり、
 - ② 都道府県が行う適時のワクチン接種のために必要な研修を修了した者であること
を条件とする

1. 高病原性鳥インフルエンザ	3
2. 豚熱	12
3. ランピースキン病	19
4. 水際対策（アフリカ豚熱、口蹄疫）	22

ランピースキン病について（特徴と発生状況）

- **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、**生乳の生産等にも影響**。致死性は低いものの、**有効な治療法はない**。人には感染せず、**畜産物も食用上安全**。
- 令和6（2024）年11月6日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染**を確認。令和7（2025）年2月以降、新たな発生は確認されていない。

ランピースキン病とは



写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

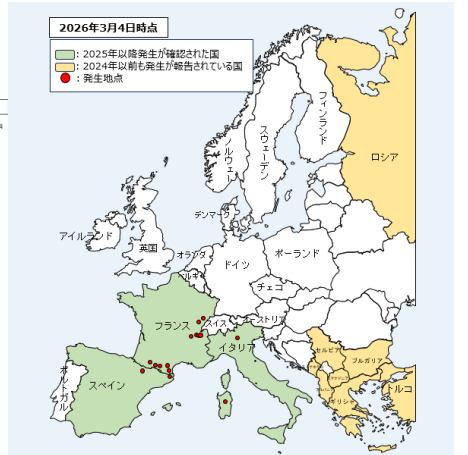
- 皮膚の結節や乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
- 主に蚊等の吸血昆虫による機械的伝播により感染が拡大。
- 有効な治療法はなく、致死性は低いものの、吸血昆虫等により急速にまん延し、生乳の生産等に影響を及ぼすため、殺処分による早期封じ込めが必要。
- 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

海外の発生状況

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況（2019年以降）



欧州におけるランピースキン病発生報告状況（2005年以降）



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年及び2024年、韓国で発生**
- **2025年、イタリア、フランス及びスペインで発生**

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

国内の発生状況

- 令和6（2024）年11月6日：**福岡県**内の2農場で初めて発生を確認
同年12月18日までに**19事例**の発生を確認
- 発生農場から牛が移動しており、**熊本県**でも発生
同年12月26日までに**3事例**の発生を確認
- 令和7（2025）年2月以降新たな発生は確認されていない

ランピースキン病の家畜伝染病への追加

- **ランピースキン病**は、皮膚病変に加え乳量低下や生乳の出荷停止により、**特に酪農に深刻な経済的被害**をもたらす。
- 令和6年11月、**国内で初めて発生**。法的強制力のある防疫対策が行えず、**従来より感染力を増した変異ウイルスにより感染が拡大**。これを踏まえ、家畜伝染病予防法に基づき**時限的な政令を制定**。
- 新たな発生は確認されていないものの、**海外で発生が継続しているため**、家伝法上の**家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築**。

ランピースキン病発生の経過

- **令和6年11月**に、福岡県で**国内で初めての発生を確認**
- 従来より**感染力が強いウイルスに変異**しており、**感染が拡大**

〔福岡県19事例、熊本県3事例
計22事例、230頭発症〕

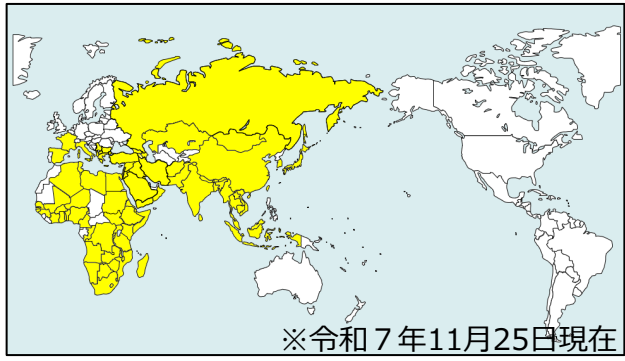
[発症牛の後肢]



ランピースキン病対策の課題

- 海外で発生が継続し、**国内での発生・まん延リスクは依然として高い**
- 法的強制力のある防疫対策が行えるよう、**政令制定（有効期間1年限り）**

[ランピースキン病の発生報告]



家畜伝染病への追加

- **ランピースキン病を家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築**

新たに義務付けられる主な対応

- 新たに
- ✓ 発症牛の隔離及び殺処分
 - ✓ 緊急ワクチン接種
 - ✓ 畜舎等の消毒
 - ✓ 移動制限等を義務付け

注：殺処分した牛や移動制限時の損失に対しては法に基づき支援

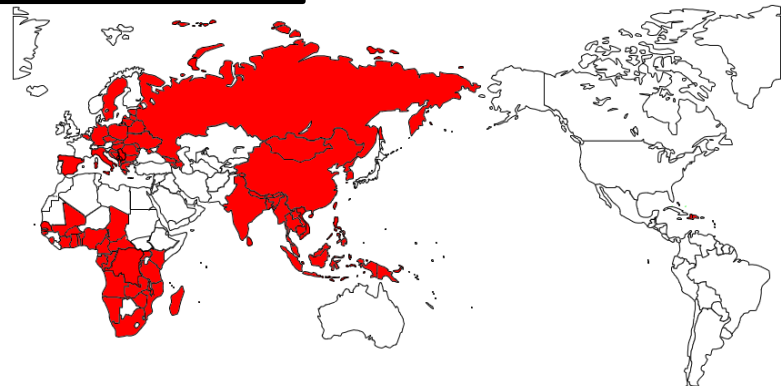
1. 高病原性鳥インフルエンザ	3
2. 豚熱	12
3. ランピースキン病	19
4. 水際対策（アフリカ豚熱、口蹄疫）	22

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

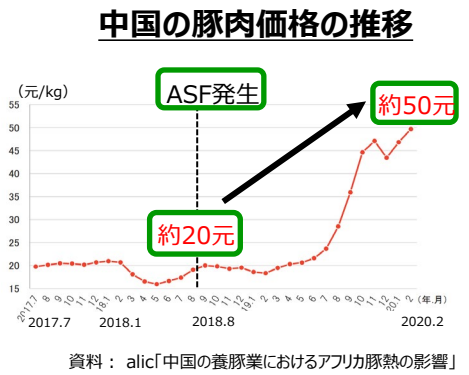
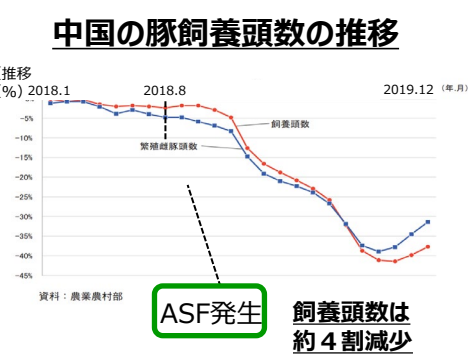
- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**。
- 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大。**令和8（2026）年1月以降、南部の飼養豚農場まで感染が拡大し、現在はほぼ全域で感染確認**。
- また、**令和7（2025）年10月には台湾の飼養豚でも発生し、東アジアで未発生なのは、日本のみ**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和7（2025）年11月にはスペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認**。

世界の発生状況

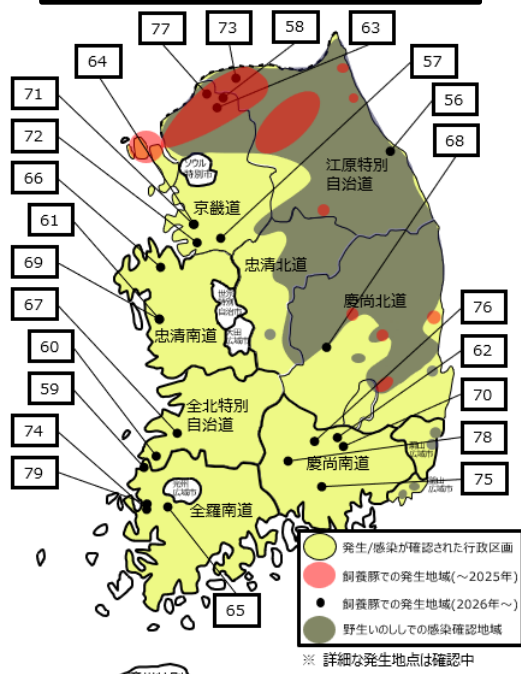
■ = 平成17（2005）年以降、WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



➢ **中国では、平成30（2018）年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。**

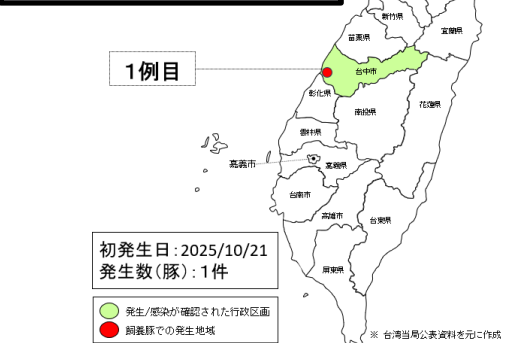


韓国における感染拡大

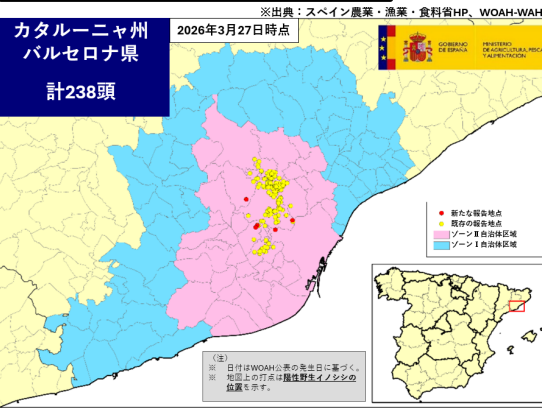


➢ 令和8年1月以降～3月17日までに、24例が発生。
(韓国56例目～79例目)

台湾の発生状況



スペインの発生状況

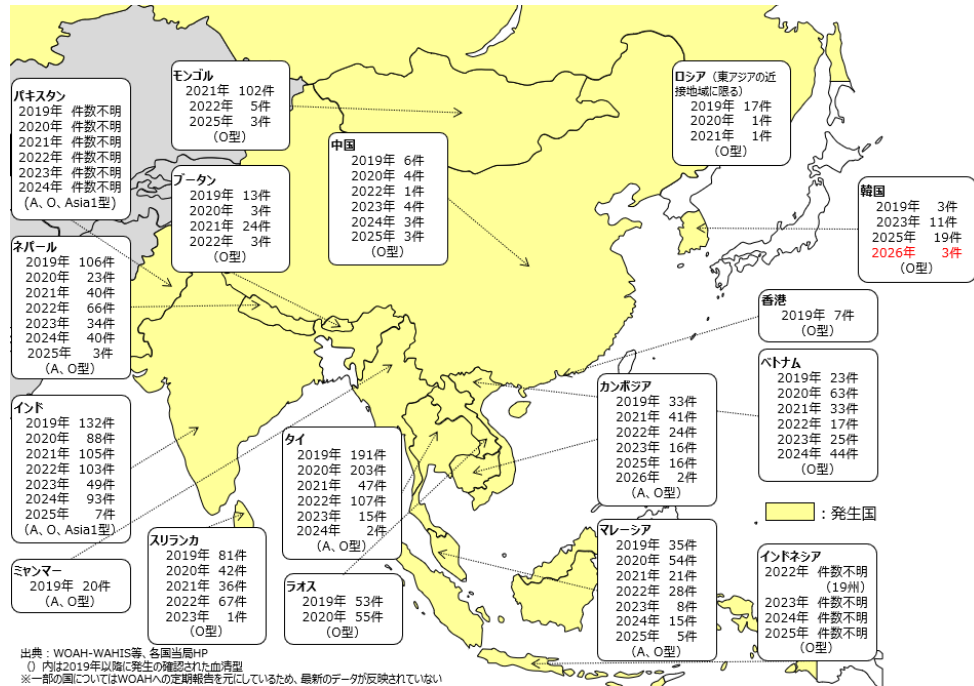


海外における口蹄疫の発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年**には清浄国に復帰。
 - 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、我が国への侵入リスクは極めて高い状況。
- 欧州**では、**2025年1月**には**ドイツ**で、同年**3月**には**ハンガリー**及び**スロバキア**で発生を確認。（同年4月付けでドイツ全土、同年9月付けでハンガリー全土がワクチン非接種清浄国へステータス回復。）
- 東アジア**では、**2026年1月**に**韓国**で9か月ぶりに発生を確認。

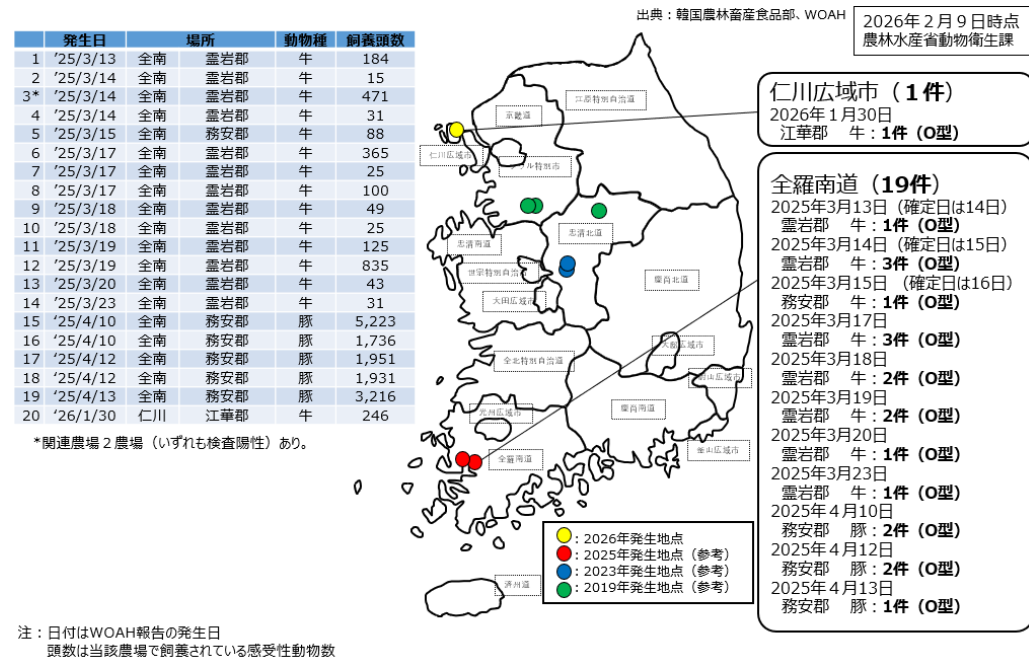
アジアの発生報告状況

※令和8年3月10日時点



韓国の発生報告状況

※令和8年2月9日時点

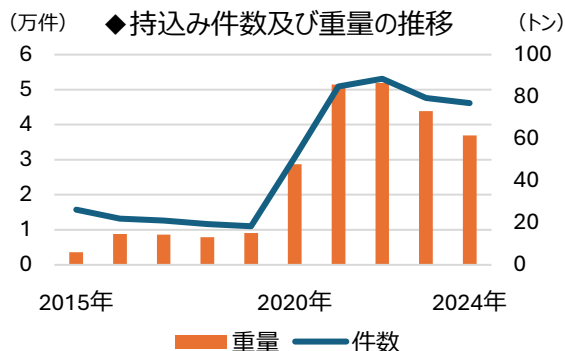


増加する輸入禁止品に対応するための水際検疫の強化

- 2019年頃から国際郵便による違反畜産物の輸入が増加し、現在も高止まり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースも確認。
- 国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認。

現状

○ 国際郵便による違反畜産物の摘発状況

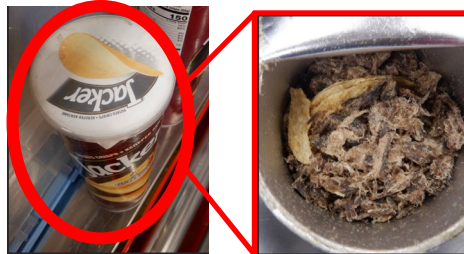


○ 郵便物検査における悪質事例

◆ 探知犬の発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



◆ お菓子の容器にジャーキーを隠し、X線から逃れようとした事例



○ 違法輸入疑い品の販売事例

- ① 輸入禁止国の言語で表示されたパッケージの肉製品
- ② 輸入禁止の加熱不十分な肉製品

<①の事例>



<②の事例>



強化の方針

- 郵便物検査
 - ➔ AIを活用したX線画像解析の導入
- 違反畜産物の対応
 - ➔ 家伝法改正により以下を強化
 - ① 家畜防疫官の食材店への立入検査
 - ② 違反畜産物の廃棄
 - ③ 違反畜産物の販売禁止 (3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)



出典：Google Map

○ 空港手荷物検査の強化

- ➔ 入管・税関と旅客情報を共有し、効率的に違反常習者を捕捉

家畜伝染病予防法改正の概要

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大。
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要。また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務。
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要。

法律案の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

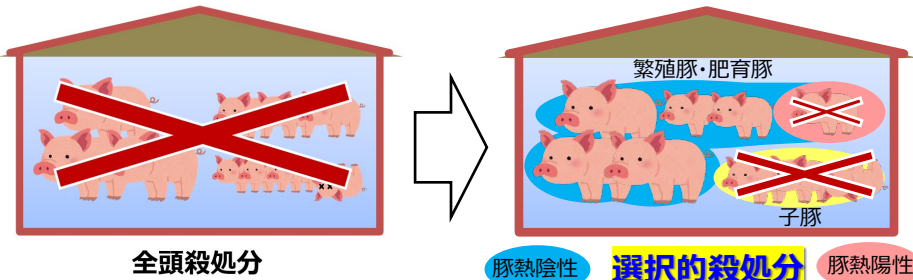
- ・ 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】



2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更
【第16条第1項、第17条】



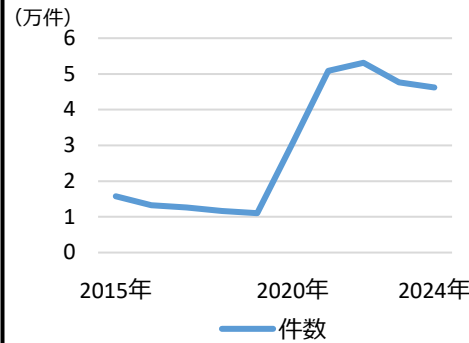
(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- ① 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- ② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担【第60条第1項】

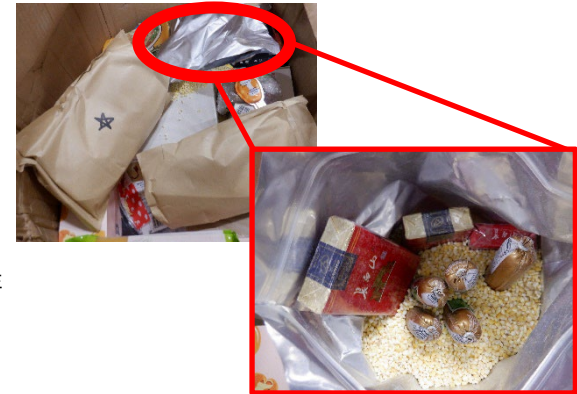
3. 輸入禁止品への対応強化

- ・ AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置
- ① **輸入禁止品の販売等を禁止** 【第44条の2】
- ② **家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与** 【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
（ただし、2（1）、（2）②は公布の日。2（2）①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）